

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

日本行政書士会連合会 会長 殿

出入国在留管理庁 参事官（在留企画）

在留期間更新許可申請等の際に提出いただく顔写真について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

在留期間更新許可申請等の手続の際には、出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 6 第 6 項に規定される規格に合致した顔写真を提出いただいているところ、近年、地方官署から、スマートフォンのアプリ等により同一人とは認識し難い程度に目鼻や輪郭等を加工した顔写真が一部の申請において提出されているとの報告を受けています。

在留カードは本人が適法に在留していることを証明する身分証であり、提出される顔写真が同一人性の確認が困難と判断される場合は、顔写真の再提出を求めたり、来庁いただいた際に在留カードの交付ができない場合もあるため、申請いただく際には適正な顔写真であることを御確認の上で申請をお願いします。

本件について、御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署又は下記連絡先へお問い合わせください。

出入国在留管理庁

在留管理支援部

在留企画室 在留企画総括係 鈴木、森久保

045-370-9755（内線 2724）